

第510回高知市議会定例会予算外議案資料（その3）

条 例

市第196号 高知市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案

（要 旨）

一般職の給与改定等に伴い、特定任期付職員の給与改定を行うもので、その主な内容は、次のとおり。

(1) 給料表の改定

特定任期付職員に適用する給料表について、給料月額を引き上げる。

(2) 期末手当の改定

期末手当の支給割合を次表のとおり改定する。

支給月	現 行	令和7年度	令和8年度
6 月	100分の95	100分の95	100分の96.25
12 月	100分の95	100分の97.5	100分の96.25
年 間	100分の190	100分の192.5	100分の192.5

(3) 勤勉手当の改定

勤勉手当の支給割合を次表のとおり改定する。

支給月	現 行	令和7年度	令和8年度
6 月	100分の87.5	100分の87.5	100分の88.75
12 月	100分の87.5	100分の90	100分の88.75
年 間	100分の175	100分の177.5	100分の177.5

(4) 以上実施時期

令和7年4月1日（ただし、(2)及び(3)のうち令和7年度の改定に係る部分は令和7年12月1日から、令和8年度の改定に係る部分は令和8年4月1日から実施）

市第197号 高知市報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例議案

（要 旨）

一般職の給与改定等に伴い、市議会議長等の期末手当の改定を行うもので、その主な内容は、次のとおり。

(1) 期末手当の改定

期末手当の支給割合を次表のとおり改定する。

支給月	現 行	令和7年度	令和8年度
6 月	100分の172.5	100分の172.5	100分の175
12 月	100分の172.5	100分の177.5	100分の175
年 間	100分の345	100分の350	100分の350

(2) 以上実施時期

令和7年12月1日（ただし、(1)のうち令和8年度の改定に係る部分は、令和8年4月1日から実施）

市第198号 高知市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

（要 旨）

一般職の給与改定等に伴い、市長等の期末手当の改定を行うもので、その主な内容は、次のとおり。

(1) 期末手当の改定

期末手当の支給割合を次表のとおり改定する。

支給月	現 行	令和7年度	令和8年度
6 月	100分の172.5	100分の172.5	100分の175
12 月	100分の172.5	100分の177.5	100分の175
年 間	100分の345	100分の350	100分の350

(2) 以上実施時期

令和7年12月1日（ただし、(1)のうち令和8年度の改定に係る部分は、令和8年4月1日から実施）

市第199号 高知市職員給与条例の一部を改正する条例議案

（要 旨）

一般職の給与改定を行うもので、その主な内容は、次のとおり。

(1) 給料表の改定

ア 一般職に適用する給料表について、給料月額を引き上げる。

（平均改定率3.28%）

イ 教育職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員に対する給料月額の加算額を引き上げるとともに、その職務の級が4級である職員に対する給料月額の加算額を新設する。

(2) 期末手当の改定

期末手当の支給割合を次表のとおり改定する。

ア 再任用職員以外の職員

支給月	現 行	令和7年度	令和8年度
6 月	100分の125	100分の125	100分の126.25
12 月	100分の125	100分の127.5	100分の126.25
年 間	100分の250	100分の252.5	100分の252.5

イ 再任用職員

支給月	現 行	令和7年度	令和8年度
6 月	100分の70	100分の70	100分の71.25
12 月	100分の70	100分の72.5	100分の71.25
年 間	100分の140	100分の142.5	100分の142.5

(3) 勤勉手当の改定

勤勉手当の支給割合を次表のとおり改定する。

ア 再任用職員以外の職員

支給月	現 行	令和7年度	令和8年度
6 月	100分の105	100分の105	100分の106.25
12 月	100分の105	100分の107.5	100分の106.25
年 間	100分の210	100分の212.5	100分の212.5

イ 再任用職員

支給月	現 行	令和7年度	令和8年度
6 月	100分の50	100分の50	100分の51.25
12 月	100分の50	100分の52.5	100分の51.25
年 間	100分の100	100分の102.5	100分の102.5

(4) 医師の初任給調整手当の上限額を引き上げる。

(5) 宿日直手当の上限額を引き上げる。

(6) 義務教育等教員特別手当を月額5,600円（学級を担任する場合は8,600円）を超えない範囲内の額とする。

(7) 通勤手当の改定

ア 交通用具を利用する者の通勤手当の額を引き上げる。

イ 交通用具を利用する者の支給距離区分を新設する。

(8) 以上実施時期

令和7年4月1日（ただし、(2)及び(3)のうち令和7年度の改定に係る部分は令和7年12月1日から、(1)イ及び(6)の改定は令和8年1月1日から、(2)及び(3)のうち令和8年度の改定に係る部分及び(7)イの改定は令和8年4月1日から実施）

市第200号 高知市立高等学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案

（要 旨）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）による公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、教職調整額の改定等を行うため、条例の一部を改正するもの。

市第201号 高知市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案

（要 旨）

一般職の給与改定に伴い、会計年度任用職員の宿日直手当の上限額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

市第202号 高知市放課後児童健全育成条例の一部を改正する条例議案

（要 旨）

物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援することを目的として、令和8年1月分及び同年2月分の放課後児童クラブの保護者負担金を徴収しないこととするため、条例の一部を改正するもの。